

教育課程柔軟化サキドリ研究校事業 概要

令和7年9月24日
教育課程部会
総則・評価特別部会
参考資料7

趣旨

- 多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂し、**一人一人の可能性を輝かせる柔軟な教育課程編成を促進**するため、中央教育審議会における次期学習指導要領に向けた検討において「**調整授業時数制度**」(※)の創設について検討中。全国教育委員会や学校から、令和7年度から先行的に取り組んでいる研究開発学校と同様に、柔軟な教育課程の実施に取り組みたいとの声が多数寄せられている。
(※) **各学校の判断により、各教科の標準授業時数を調整して教育課程を編成することを可能とし、生み出した時数を他教科等や「裁量的な時間」に充当可能とするもの。**
- 柔軟な教育課程を編成・実施する上では、より一層、**各学校におけるカリキュラム・マネジメントや教育委員会等による伴走支援・指導助言が重要**となり、これらの知見の蓄積が、制度導入後の教育課程の質に直結することとなる。
- 「調整授業時数制度」の導入後、各学校が創意工夫ある教育課程を円滑に編成・実施することができるよう、**全国各地の教育委員会・学校が教育課程の柔軟化の具体や手法についてある程度のイメージを持ち、知見を蓄積できるよう後押しをする仕組み（教育課程柔軟化サキドリ研究校事業）を創設。**
※本事業は、研究開発学校制度の下での教育課程の柔軟化の主な先行事例及び現行の授業時数特例校制度を念頭に置きつつ、「調整授業時数制度」の導入に先立って、まずは一定の範囲での教育課程柔軟化の試行事例を全国各地に生み出そうとするものである。実際の「調整授業時数制度」の制度設計は今後中央教育審議会において検討されるものであり、本事業とは同一の仕組みとはならない可能性があることを前提とする。

事業概要

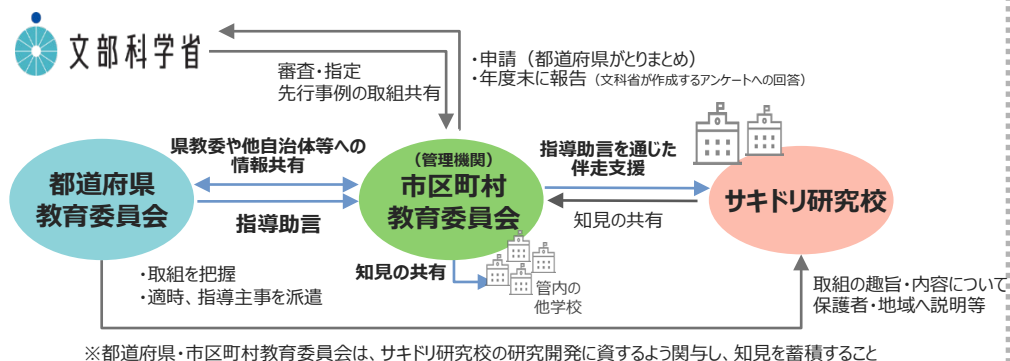
- 「調整授業時数制度」導入後の全国における円滑な制度実施に向け、研究開発学校とは別に、「**調整授業時数制度**」を先取りするような形で**教育課程を編成・実施し、研究開発を行うことができる学校（サキドリ研究校）**を文部科学大臣が指定する。

サキドリ研究校事業における教育課程の特例の内容

サキドリ研究校においては、先行事例を踏まえ、**調整授業時数は対象教科等**(※1)ごとに**10%程度を上限**とし、使途として以下に活用可能とする。その際、①～③にどのように活用するのかについては教育委員会、学校が子供や地域の状況を踏まえて判断することとする。

- ① 既存の各教科等への上乗せ
- ② 教科の新設
- ③ 裁量的な時間 (ア) 子供の資質・能力の育成に特に資する教育活動 (※2)
(イ) 教師の組織的な研究・研修等

- ※1 年間35単位時間以下を標準としている教科等は、**対象外**
※2 標準授業時数が設定されていない学校行事や児童会・生徒会活動は含まれない
※3 ①②合わせて30コマ程度まで、③ (ア)と(イ)それぞれ30コマ程度まで



対象

全国の公立小中学校等

- ※ 義務教育学校、中等教育学校前期課程を含む。
- ※ 各都道府県・指定都市につき5校程度を上限として指定。
- ※ 各都道府県・指定都市における申請校には中学校を含むこととする。

指定期間

令和8年度から令和10年3月までの2年間を想定

※「調整授業時数制度」の施行時期を踏まえて変更の可能性あり

スケジュール

各学校における取組開始

令和8年4月～